

## 第43号議案

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

第1条 品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者または扶養親族1人について1,000円

第15条第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「ものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第15条第6項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「ものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第20条の2第1項中「第15条第4項の申告書」を「第15条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第37条第1項中「原動機付自転車」を「三輪以上の軽自動車に対し、当

該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車」に、「その」を「当該軽自動車等の」に改め、「所有者に」の次に「種別割によつて」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第37条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第37条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供

するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第38条の前に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第37条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第37条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第37条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第37条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）の

うち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第38条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次」を「次」に改め、「対し」の

「二輪のもの（側

三輪のもの 年

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年

次に「て課する種別割の税率は」を加え、同項第2号ア中

自家用 年

貨物用のもの

営業用 年

自家用 年

専ら雪上を走

車付のものを含む。） 年額 3,600円

額 3,900円

「(7) 二輪のもの（側車付

(イ) 三輪のもの 年額

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

額 6,900円

を

営業用 年額 6

額 1万800円

自家用 年額 1

額 3,800円

額 5,000円

行するもの 年額 3,600円 」

のものを含む。) 年額 3,600円

3,900円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3

自家用 年額 5

c 専ら雪上を走行す

, 900円

万800円

「農耕作業用の  
に改め、同号イ中  
その他のもの

, 800円

, 000円

るもの 年額 3,600円 」

もの 年額 2,400円 「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400

年額 5,900円 」 を (イ) その他のもの 年額 5,900円

円

に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

」

第40条（見出しを含む。）および第42条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第43条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」

を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に改める。

第45条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第9項中「第六項」を「第6項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第46条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第46条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。



付則第3条の5の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第5条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の3 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の

適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「規定中」を「同項の規定中」に改め、同表中「第39条第1項第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「規定中」を「同項の規定中」に改め、同表中「第39条第1項第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第5項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「第7項」を「以下この条（第9項を除く。）」に、「規定中」を「同項の規定中」に改め、同表中「第39条第1項第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第7項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「規定中」を「同項の規定中」に改め、同表中「第39条第1項第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条に次の6項を加える。

9 法附則第30条第6項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車

に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

10 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

11 法附則第30条第7項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第5項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

12 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

13 法附則第30条第8項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第7項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付則第6条の2第1項中「および第7項」を「、第7項、第9項、第11項および第13項」に改める。

付則第7条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第15条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第11条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第34条の2第4項」を「第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第34条の2第9項」を「第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第14条の2第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第23条第1項の規定による申告書

(2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げ

る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

付則第14条の3第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「ものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第23条第1項の規定による申告書

(2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

付則第14条の3第6項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

付則第6条第1項中「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」

を削り、同項の表を次のように改め、同条第3項から第14項までを削る。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第6条の2を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中品川区特別区税条例第14条各号の改正規定および次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 第1条中品川区特別区税条例第37条の改正規定、第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に1条を加える改正規定、第38条の前に6条を加える改正規定、第38条から第40条までおよび第42条から第45条までの改正規定、第46条の見出しならびに同条第1項および第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第46条の2の見出しおよび同条第1項から第3項までの改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則第5条の次に5条を加える改正規定ならびに付則第6条の見出しおよび同条第1項の改正規定（「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改める部分および「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え

る部分に限る。)、第2条の規定ならびに付則第3条および第4条の規定

平成31年10月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の品川区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中特別区民税(以下「区民税」という。)に関する部分は、平成30年度以後の年度分の区民税について適用し、平成29年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年品川区条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第39条第1項および新条例」を「品川区特別区税条例第39条第1項および」



に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のよう  
に改める。

第39条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第39条第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
第39条第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第6条第1項の表以外の部分	第39条第1項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年品川区条例第36号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項
	同項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される同項
付則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第6条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定に

		より読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
付則第6条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

付則第5条第2項および第3項中「新条例」を「品川区特別区税条例」に改める。

(説明) 地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。